様式第六（第二十九条の三関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

主　務　大　臣　　印

（消毒・廃棄）命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の２第２項の規定により、下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。

命令の概要

輸入品等の消毒又は廃棄を命ずる場合	積載船（機）名・入港年月日	
	種類・名称・産地	
	梱数・数量	
	荷送人住所氏名	
	荷受人住所氏名	
（消毒・廃棄）すべき理由		
（消毒・廃棄）すべき期限		
（消毒・廃棄）の場所及び方法		
その他		

備考　この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第六（第二十九条の三関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

主　務　大　臣　　印

（消毒・廃棄）命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第24条の２第２項の規定により、下記のとおり（消毒・廃棄）することを命ずる。

命令の概要

積載船（機）名・入港年月日	
種類・名称・産地	
梱数・数量	
荷送人住所氏名	
荷受人住所氏名	
（消毒・廃棄）すべき理由	
（消毒・廃棄）すべき期限	
（消毒・廃棄）の場所及び方法	
その他	

備考　この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。